

秋田市告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年7月4日

秋田市長 穂積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
41313	外旭川八幡 田41号線	外旭川字八幡田403番1地先		82.50	6.00
		外旭川字八幡田225番10地先			
100324	岡村和田線	河辺和田字岡村366番7地先		577.40	5.00
		河辺和田字和田154番7地先			
100325	大部岡村線	河辺諸井字大部50番5地先		467.70	6.00
		河辺和田字岡村327番2地先			

2 縦覧期間

令和6年7月4日から同月17日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで